

# 國語國字改良施策年表

明治4	七月18	文部省設置。
一八七一	七月18	大木喬任が文部卿に任せられた。
	九月18	編輯寮開設、教科書その他必要な図書を編輯することとなる。
	十一月	「單語篇」三冊発行。
明治5	三月	文部卿大木喬任、漢字節減の意から、田中義廉、大槻修二、久保吉人、小沢圭次郎等に命じて新撰辞書を編輯せしめた。
一八七二	七月	文部卿大木喬任、漢字節減の意から、田中義廉、大槻修二、久保吉人、小沢圭次郎等に命じて新撰辞書を編輯せしめた。
	八月3	学制頒布。
明治6	九月13	編輯寮廃止。
一八七三	十月	中小学教科書編成のため。教科書編成掛が置かれた。
明治7	三月	教科書編成掛は編書課と改められた。
一八七四	七月	「小学読本」五卷（榎原芳野等編）出版
	八月	「小学読本」（東京師範学校編）出版
	十月31	編書課廃止、報告課に併合された。
	十月	「小学入門」（甲号）出版

文部省布達第十三号別冊

明治 8 「小学入門」(乙号) 出版

一八七五

明治 9

明治 10

明治 11

明治 12

明治 13

一八八〇

明治 14

一八八一

明治 15

一八八二

明治 16

一八八三

明治 17

一八八四

明治 18

一八八五

明治 19

一八八六

明治 20

一八八七

九月

五月 27

十二月 22

三月

三月

二月 五月

三月 25

編輯局設置

編輯局編「語彙活語指掌」発行

編輯局編「語彙」卷六——十二「い」「う」の部発行。

明治十三年三月以後、この間に編輯局で「送假名法」を定めた。

編輯局編「読方入門」出版。

内閣制度を改正し、新たに各省に大臣を置く。初代文部大臣に森有礼が任せられた。

各省官制公布編輯局はもとのまま。

教科用図書検査條例が定められた。(省令第七号)

東京帝國大学文科大学に博言学科を置いた。

編輯局編、初学者用教科書「読書入門」が出版された。

明治  
20

一八八七

四月

編輯局編、初學者用教科書「讀書入門」掛圖出版。

編輯局から「日本小文典」（英人チャンブレン氏に依嘱して著させたもの）刊行。

編輯局編「尋常小學讀本」出版。

五月

同「高等小学読本」出版、尋常小学、高等小学の課程を通じて約二〇〇〇字の漢字を教えることにした。

明治四

一七八

大治  
二

四月

官報局送仮名法を制定し、官報号外として出版した。

一八

九治  
23

一八九〇

明治

一  
八

十一月  
17

小学校教科用図書審査等に関する規定が定められた。  
(省令十四号)

同日官報

明治

一八九一

明治  
四三

一八九三

明治27 五月30

内閣官報局編「送假名法」増補版（八尾版）が発行された。

明治27

十二月

一八九四  
明治28一八九五  
明治29

十二月17

一八九六  
明治30

二月

文部大臣の諮詢機関高等教育会議が設けられた。官報一二・一八  
貴族院は小学校修身教科書を國定とすることを決議した。

一八九七  
明治30

十月6

官制改正。図書局が設置された。

一八九七  
明治30

東京帝國大学に國語研究室を置く。

一八九八  
明治31

六月

我國最初の政党内閣大隈内閣成立、行政整理断行。

一八九八  
明治31

十月22

官制改正。図書局廃止、「図書及図書館ニ関スル事項」  
は大臣官房図書課所管。

検定出願教科用図書の文字印刷等に関する標準が定められた。  
(文部省告示第六十一号)

一八九九  
明治32明治33  
二月16

根本正外五名より衆議院に提出の國字國語國文の改良

官報二・一六(同議事録)

一九〇〇

二月 21

辻新次等より貴族院へ提出の「國字國語國文ノ改正ニ  
關スル建議案」は調査会を設けることに修正可決。

官報二・二二  
同議事録

四月 2

前島密外六名に國語調査委員を嘱託した。

官報四・四

四月 16

文部省で第一回國語調査会を開催。

官報五・一九号外

五月 19

官制改正。大臣官房を総務局に改めた。

官報五・一九号外  
同日官報

八月 21

小学校令公布、その施行規則で仮名の字体を定め（一  
号表）、字音仮名遣を改定し、（二号表）漢字の数を  
およそ一二〇〇字に制限（三号表）発表した。

官報一一・五

十一月 5

上田萬年外十名に調査を依嘱した羅馬字書方の報告書  
を発表した。

官報一一・五

明治 34

一九〇一

五月 13

総務局図書課から「羅馬字書方調査報告」発行。

明治 35

一九〇二

二月 8  
二月 12

國語調査委員会設置の予算が議会を通過成立した。  
國語調査会委員長前島密、同委員上田萬年外六名の嘱  
託を解いた。

官報二・一四

坪井九馬三外五名に外國地名人名の考え方書き方取調  
委員を命じ、師範学校、中学校、高等女学校程度の地  
理および歴史教授用外國地名人名の考え方書き方を取  
調べさせた。

三月 24

國語調査委員会官制が公布された。

四月 11

國語調査委員会委員長加藤弘之、委員嘉納治五郎外十一名が任命された。

官報三・二五  
官報四・一二

四月 24

第一回國語調査委員会が開かれた。

官報七・四

七月 4

國語調査委員会はその調査方針を決議公示した。  
外國地名及人名取調事項、調査方針等復命。

官報一・一・一五

十二月 4

八月 9

外國地名及人名の称へ書き方の訂正事項復命。

官報一二・一六

四月 29

明治 36 小学校令改正、小学校教科書の大部分は文部省で編修

することとなる。(省令第二十二号)

同日官報

一九〇三

八月 19

九月 16

官報八・一九

國語調査委員会から、創立当時より三十六年七月に至る議案および調査審議事項、参考資料等が発表された。

國語調査委員会では、國語調査資料收集のため、「音韻并ニ口語法取調ニ関スル事項」を印刷、各府縣に配布し、その調査報告方を依頼した。

官報一二・一五

十二月 5

第一次桂内閣における行政整理の結果、官制改正、総務局を大臣官房に改めた。

官報一二・一六

十二月 4

外國地名及人名の称え方書き方にに関する報告の増補訂正事項復命。

官報一二・一六

四月 1

國語調査委員会編「國語國字改良論說年表」一冊發行。

官報一二・一六

明治 37

一九〇四

同「片仮名・平仮名 読ミ書キノ難易ニ関スル実驗報告」一冊發行。

五月 21

官報五・二一

小学校教科用図書が國定となつたため官制改正、専任  
編修が置かれた。

十月 同「音韻調査報告書」一冊発行。

十一月 同「仮名字羅馬字優劣論比較一覽」（謄写版刷一枚非  
賣品）発行。

明治 38

一九〇五

三月 7

同「音韻調査報告書」二冊、「音韻分布図」二十九枚  
発行。

三月 3

官房図書課より「仮名遣試験成績表」（一冊）発行。

三月 20 文部省は文法許容案、仮名遣改定案について高等教育  
會議・國語調査委員会・帝國教育会および師範学校に  
諮詢案を提出した。

官報三・二五

十一月 21

國語調査委員会から、「仮名遣諮詢問ニ対スル答申」が  
行われた。（國語仮名遣のみ改正の案）

十二月 2

官房図書課から同答申発行。

教科書の検定又は編纂に關し、「文法上許容スヘキ事  
項」告示。

同日官報

明治 39  
一九〇六

三月 5

國語調査委員会編「現行普通文法改定案調査報告之一」  
発行。

官房図書課より「句読法案」「分別書き方案」発表。

九月 10 官房図書課より「明治三十八年二月仮名遣改定案ニ対  
スル世論調査報告」発表。

十二月 24 官房図書課より「新旧仮名遣対照語彙」発行。  
 十二月 7 國語調査委員会編「口語法調査報告書二冊、「口語法分布図三十七枚」発行。

明治 40

一九〇七

三月 20

國語調査委員会編「送仮名法」一冊発行。

明治 41

一九〇八

三月 31

國語調査委員会は、「音韻および口語法取調に關する事項」の印刷物を各府縣に配布し、第二期取調を依嘱した。

五月

官房図書課より「新仮名遣國語表案」発表。

五月 23 臨時仮名遣調査委員会官制公布。

五月 25

從三位勳二等理学博士男爵菊池大麓が臨時仮名遣調査委員会委員長を正三位勳一等子爵曾我祐準以下二十四名が委員を仰せ付けられた。

官報五・二五  
官報五・二五

五月 27

國語調査委員会編「漢字要覽」一冊発行。

五月 28

文部大臣より臨時仮名遣調査委員会に諮問案交付。

五月 29

臨時仮名遣調査委員会第一回委員会開催以後七月三日まで五回開議。

九月 5

臨時仮名遣調査委員会に対する諮問案撤回。

九月 7

小学校令施行規則改正、三十三年八月制定の第一、二  
三号表削除。付同趣旨徹底方訓令。

官報九・七

九月 12 小学校令施行規則改正に関する教授上の注意事項を各

学校あて通牒を発した。

教科用図書調査委員会設置  
着手反対賛成委員会癡生

九月  
4

官報九·五  
一二·一四

明治42

一九〇九

三月 18

官房図書課から「臨時仮名遣調査委員会議事録」発行  
國語調査委員会編、「仮名遣及仮名字体沿革史料」  
(一冊)を帝國學士院から發行。

明治 43

一九一

四月

國語調査委員会編「日語体書簡文に関する調査報告」

五月  
9

官制改正。官房図書課廢止。図書局設置、「國語ノ調査ニ關スル事項」は、同局第二課所管事項として始めて分課規定中に成文化された。

九月

國語調査委員会編「假名源流考」、「假名源流考証本写眞」二冊発行。

二十一

十三月

國語調査委員會編「疑問假名遣」前編發行。

明治  
一大正45  
一

大正  
2

一九一三

六月  
13

行政整理のため、國語調査委員会廃止。官制改正。図書局廃止。「國語ノ調査

ニ関スル事項

官報號外六·一三

は削除。

六月 15

「独逸國內各都市の小学校に於ける國語教育に関する報告」（保科孝一）を普通學務局より発行。

大正 3

一九一四

大正 4

一九一五

六月  
十二月

一月

國語調査委員会編「周代古音考及韻徵」二冊発行。  
國語調査委員会編「平家物語の語法」発行。  
國語調査委員会編「疑問仮名遣」後編発行。

大正 5

一九一六

六月 15

文部省分課規程中改正。「國語調査ニ関スル事項」は官報六・一六  
普通學務局第三課（國語調査室）所管となる。

大正 6

一九一七

六月  
十月 18

十二月

國語調査委員会編「口語法別記」発行

大正 7

一九一八

普通學務局から「英國に於ける語法上の術語制定運動」一冊発行。  
同「外來語問題に關する独逸に於ける國語運動」一冊発行。

大正 8

一九一九

四月

文部部内の公用文を口語体に改める旨の次官通牒が出た。（中橋文相・南次官）

七月

普通學務局から「アクセシントとは何か」一冊、「國定  
小學讀本卷の一ニのアクセント」一冊、「外國に於ける國字問題」一冊が刊行された。

七月 29

文部省からはじめて口語体の訓令が出た。（訓令第六  
七・八・九号）